

ゆうせい共済

Contents

- 共済組合のホームページを使ってみませんか? 2
- 特定健診受診券を交付しました! 3
- 被扶養者がいる方、家族を被扶養者にしたい方へ 4
- これから限度額適用認定証の申請をする方へ 5
- 育児休業から復帰した際、受けられる特例があります 6
- 地方自治体から医療費助成を受けている方は届出をお願いします 7
- 整骨院・接骨院のかかり方 ご存知ですか? 8
- がん検診のススメ 8
- 組合員証等は必ず返納してください 9
- 組合員証(保険証)は必ず携帯しましょう! 9
- 住宅貸付及び提携住宅ローンのご案内 10~11
- 健康増進サービス **DepUp** のご案内 12

連絡先等

① 各種申請・請求書等のあて先

〒330-9792 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1

「被扶養者担当」あては「〒330-9793」をお願いします。

日本郵政共済組合 共済センター ○○担当 あて

※各手続を迅速に行うため、必ずそれぞれの記事の右下にある
担当名を記載してください。

※郵送料は差出人負担です。

② 電話によるお問い合わせ

コールセンター **TEL 0120-97-8484** 受付時間:
午前9時~午後6時
〔土、日、祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く〕

※通話料無料。携帯電話・PHSからでもご利用いただけます。

※電話番号はお間違えないようにお願いします。

③ ホームページ

郵政共済

検索

各種サービス内容の詳細や手続方法等がご覧いただけます。
また、各種手続様式もダウンロードできますのでご利用ください。

共済組合のホームページを使ってみませんか？

共済組合のホームページでは、最新の情報や、詳しい手続方法、様式等を掲載しています。
今回はトップページの主なメニューについてご紹介します。

※ 平成30年5月時点のデザインです。

必要な手続様式はこちらからダウンロードできます。

こちらからメールでのお問い合わせも受け付けています。

制度改正等、最新情報や、重要なお知らせを掲載しています。

受取額試算もできます。加入の検討をされている方は、ご活用ください。

ライフステージごとのサービスや、必要な手続の確認に便利です。

年4回発行の「ゆうせい共済」でお伝えしきれないことは、ホームページでお知らせしています。定期的にチェックしてみてください。

〈広報担当〉

特定健診受診券を交付しました！

特定健康診査とは

健やかな生活を送るために糖尿病や心臓病等の生活習慣病を予防するための健診です。
受診券と被扶養者証（保険証）又は組合員証（保険証）を実施機関へ提示すると無料で受けることができます。

対象者

以下の①～②すべてに該当する人
①平成30年度中に満40歳～75歳に達する方（75歳に達する方は誕生日の前日まで）
②平成30年4月1日現在資格を有する被扶養者（任意継続組合員の被扶養者含む。）及び任意継続組合員本人

送付時期

本年6月～7月中旬頃
※組合員又は任意継続組合員のご自宅住所あてに送付しています

使用方法

①受診券の到着
②実施機関を決め、予約をする（ホームページからもご覧いただけます）
③受診券と被扶養者証（保険証）又は組合員証（保険証）を実施機関へ提示し、受診する
④結果を受け取る
※受診券を持参しない場合は、受診費用を全額自己負担していただくことになりますので、ご注意ください。

更に！

受診券を使って人間ドックを受検すると、特定健診の費用分を窓口で割引を受けられる場合があります。この機会に実施機関へ予約し、受診しましょう！

詳細はホームページの右側のボタンをクリック

特定健康診査・特定保健指導実施機関一覧（特定健診・特定保健指導を受けられる機関リスト）

「特定健康診査・特定保健指導の実施について」をご覧ください。

詳しくは実施機関にご確認ください。

オリジナル健康増進冊子を進呈します！

特定健診受診券に同封している回答用紙に、健康診断の結果等の写しを貼付の上、質問票に回答いただくと、**あなただけのオリジナル健康増進冊子**を進呈します！

提出期限：平成31年1月31日（木） **共済組合必着**

※回答不足の項目等がある場合は、一般的な健康情報冊子となります。

※結果が共済組合に到着してから、健康増進冊子の送付まで、2か月ほどかかりますのでご了承ください。

※受診券に同封している回答用紙の再発行はいたしかねますので、使用時まで大切に保管してください。

健康増進支援サービスPep Up登録のご案内

40歳以上の被扶養者等は、特定健診受診券と一緒に送付している登録のご案内を読んで、ぜひPep Upをご利用ください。

〈助成担当〉

被扶養者がいる方、家族を被扶養者にしたい方へ

✓ 収入額を再確認してください

被扶養者の認定申告時に収入額を正しく申告せず、認定後に被扶養者の認定要件の収入の範囲を超えていることが判明し、認定時に遡って認定を取消すことになる事例が発生しています。

遡って認定を取消すことになった場合、認定取消日以降に発生した医療費、給付金等は共済組合に返金しなければなりません。

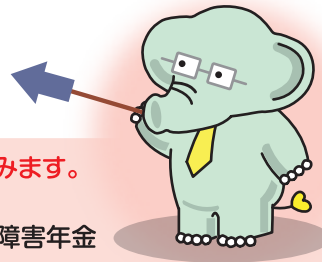
返金額が**数百万円から数千万円になる事例が発生しています**ので、申告は正確に行ってください。

被扶養者として認定できる収入の範囲

- ① 障害年金受給者及び60歳以上の公的年金受給者:180万円未満
- ② ①以外の方:130万円未満

～主な収入の種類～※恒常的に得る収入は課税、非課税に関わりなく収入に含みます。

- ・給与収入、事業収入（営業、不動産、農業等）
- ・公的年金:課税:老齢基礎厚生年金(国民年金/厚生年金)／非課税:遺族年金、障害年金
- ・私的年金:企業年金、個人年金
- ・その他非課税の収入:失業給付金(日額3,612円未満)、傷病手当金(日額3,612円未満かつ月額108,334円未満)



✓ 別居の場合、送金が必要です

別居している、もしくは別居することになった場合、被扶養者の収入額以上(※)の金額を組合員から被扶養者に**送金しなければなりません**。

※被扶養者の収入が月額5万円に満たない場合は月額5万円以上、手渡し不可、口座間送金

※同居を被扶養者の要件とする「祖父母、父母、兄弟姉妹、子、孫以外の親族」が別居した場合は速やかに被扶養者の認定取消手続をしてください。

✓ 家族を被扶養者にする場合、書類の提出期限があります

家族を被扶養者にするには、共済組合へ書類を提出し、認定を受ける必要があります。

提出期限は、扶養の事実が生じた日(事実発生日)の翌日から起算して30日以内です。

提出期限を過ぎてしまうと提出をした日からの認定になります。

✓ 被扶養者の手続と扶養手当の手続は異なります

被扶養者の手続と会社に届け出る扶養親族の届出(扶養手当関係)は異なります。

手続内容	手続先
被扶養者の認定(保険証関連)	日本郵政共済組合
扶養親族の届出(扶養手当)	勤務先

※組合員は会社を介さず、直接共済組合に提出してください。

※共済組合は日本郵政グループ各社、日本郵政スタッフ(株)九州BPO センターとは別組織です。

✓ 被扶養者証(保険証)の発行スケジュール

審査完了後2週間程度で組合員のご自宅あてに郵送されます。

被扶養者申告書及びその他提出書類がすべて整ってから発行となり、4月など多くの方が手続される時期は発行までに日数がかかりますので予めご了承ください。

被扶養者の要件等の詳細については、ホームページでご確認いただけます。

ホームページ ▶ 届出・申請様式 ▶ 共済組合員証、被扶養者の認定・認定取消し ▶ 被扶養者-01 被扶養者申告書 ▶ 被扶養者認定申告のてびき
〈被扶養者担当〉

これから限度額適用認定証の申請をする方へ

限度額適用認定証とは

医療費の支払いが高額になったとき、窓口での支払いを標準報酬月額に応じて定められた自己負担限度額以内とする証明書です。

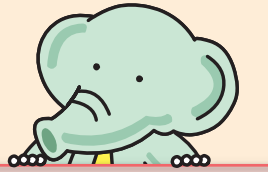
一時的な高額療養費の立替えをする必要がなく、窓口負担を軽減することができます。

※使用する際は、組合員証(保険証)または被扶養者証(保険証)と併せて提示します。

(1) 初めて限度額適用認定証の申請をする方

申請日が8月の場合には有効期限が8月末となり、1か月しか使用できません。

9月以降も必要な場合は、申請書をもう1枚提出してください。



申請日をそれぞれ8月、9月と記入した申請書を提出してください。

限度額適用認定申請書		申請日(注1) 必要になる月をご記入ください
【送付先】 〒930-9793 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1 日本郵政共済組合共済センター 被扶養者担当 あて	平成 30 年 8 月 1 日	
組合員証番号	0 * * * * *	昭和 平成 **年 **月 **日
組合員種別 扶養する方を○で囲んでください	任意継続組合員	
組合員住所		

(2) すでに限度額適用認定証をお持ちの方

限度額適用認定証の有効期限が8月末となっています(ただし、任意継続組合員を除く)。

9月以降も限度額適用認定証が必要な方は、あらためて限度額適用認定申請書を提出してください。

9月に標準報酬月額の定時決定により、限度額適用認定証の「適用区分」が変更になる可能性があるため、**申請する時期によって発行方法が変わります。次表にてご確認ください。**

申請する時期	発行方法
8月31日以前に9月からの限度額適用認定証の申請をする場合 (標準報酬月額の 定時決定前)	●定時決定前の適用区分で一旦発行します。 ●9月の定時決定により「適用区分」が変更となった場合は、申請なしに、9月10日頃に変更後の限度額適用認定証を自宅あて発送します。
9月1日以降に9月からの限度額適用認定証の申請をする場合 (標準報酬月額の 定時決定後)	●定時決定後の適用区分にて限度額適用認定証を発行します。

※標準報酬月額:共済掛金の給付金の算定の基礎となるもので、7/1現在、組合員である方が4～6月に受けた給与平均額を報酬月額として標準報酬等級表にあてはめて決定された額のことです。

※定時決定:標準報酬月額が毎年9/1に確定され、適用されることをいいます。

※限度額適用認定証の適用区分:標準報酬月額によって決定されます。

〈被扶養者担当〉

育児休業から復帰した際、受けられる特例があります

共済組合は、毎月、子が3歳になるまでの間に育児休業から復帰した方へ、育児休業復帰後に活用できる2つの支援制度の案内「育児休業から復帰した組合員の皆様へ」を送付しています。
同封するQ&Aなどをご覧ください、ぜひ2つの支援制度の活用をご検討ください。

★標準報酬育児休業等終了時改定の申出

育児休業を終了した後、育児部分休業の取得等により給与が下がった場合など、復帰後に受け取る給与と比べて共済組合の掛金等が高くなる場合があります。

このような場合は、改定を希望する旨を共済組合に申し出ることにより、復帰後4か月目から標準報酬が改定され、共済組合の掛金等を減額することができます。

◆3歳未満の子を養育する旨の申出（養育特例）

子が3歳になるまでの間に、育児休業等終了時改定により共済組合の掛金等が減額された場合、同時に将来の年金額も減額されますが、共済組合に申し出ることにより、育児休業を取得する前の高い標準報酬を基に将来の年金額を算定することができます。

◆申出方法

共済組合から送付する、育児休業復帰後に活用できる2つの支援制度の案内「育児休業から復帰した組合員の皆様へ」に同封されている、「標準報酬育児休業等終了時改定申出書」と「3歳未満の子を養育する旨の申出書」を以下のあて先へ提出してください。

あて先 〒330-9792 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合 共済センター 標準報酬・任継担当あて

《育児休業と標準報酬の関係》

産前産後休業（産前産後の特別休暇）と育児休業の期間中は共済掛金が免除されます。



地方自治体から医療費助成を受けている方は届出をお願いします

共済組合からの給付金と、地方自治体の「医療費助成」の二重給付を防ぐため、該当する組合員及び被扶養者の「**受給者証の写し**」を**共済センター**にご提出ください。

後日、二重給付を受けられていることが判明した場合、重複した分は共済組合又は地方自治体に返納していただくことになります（※払込手数料は組合員負担）。

医療費助成の種類

共済組合への届出が必要

- 障がい者医療費助成制度
- ひとり親家庭医療費助成制度
- 妊産婦医療費助成制度

共済組合への届出が不要

- 難病(特定疾患)医療費助成制度
- 小児慢性特定疾患医療費助成制度
- 子ども医療費助成制度 ※

※共済組合で各自治体ごとの対象年齢を把握し、高額療養費等の支給を停止しているため届出不要です。

提出方法

「受給者証の写し」の余白又は裏面に、

- ①組合員番号
 - ②氏名
 - ③日中つながる連絡先
- の3点をご記入の上、郵送してください。

あて先

〒330-9792
埼玉県さいたま市中央区新都心3-1
日本郵政共済組合 共済センター 給付担当あて

《届出の有無にかかわらず高額療養費等の送金を停止している場合があります》

高額療養費等の支給は、原則、**請求書の提出を要さず**、診療から最短4か月で自動送金を行っています。

ただし、地方自治体の医療費助成を受けている場合は、自動送金を停止していますので、「高額療養費・附加給付請求書」の提出が必要です。

- 「子ども医療費助成制度」の対象年齢だが、実際は所得制限により助成を受けていない
- 以前届出をしていた医療費助成の対象疾病が治癒し、現在は助成を受けていない

といった方は、継続して自動送金が停止されている可能性がありますので、「ひとつの医療機関で1か月の自己負担が25,000円を超えているが、高額療養費等が送金されていない」場合は、共済組合コールセンターあてにご照会ください。

なお、この場合においても、給付事由が生じた日から2年間請求を行わなかった場合、時効により給付を受ける権利が消滅しますので、ご注意ください。



〈給付担当〉

整骨院・接骨院のかかり方 ご存知ですか？

今回は、健康保険が“使える場合”と“使えない場合”についてご案内します。
整骨院や接骨院にはよく「各種保険取扱」などの看板がかかっていますが、健康保険で施術を受けることのできない場合があることをご存じですか？
次の表に“使える場合”と“使えない場合”をまとめましたので、施術を受けられる前にご確認ください。

健康保険が使える場合

- 打撲
- 捻挫
- 挫傷(肉離れ等)
※出血を伴う外傷は除く
- 骨折・脱臼
※応急処置の場合と医師の同意がある場合に限る

健康保険が使えない場合

- 疲労回復目的のマッサージ
- 内因性の筋肉や関節の痛み(リウマチや関節炎等)
- 慢性病や症状改善のない長期施術(脳疾患後遺症等)
- 医師が治療すべき病気(椎間板ヘルニア等)
- 仕事中や通勤途上での負傷

どのような施術なのかを確認し、
健康保険の使える範囲を正しく理解して、
受療しましょう！



〈 給付担当 〉

がん検診のススメ

《連載第3回(最終回)》早期に見つけて完治させる

がんで死なないためには、がんにかからない生活習慣を心がけることが第一です。そして、「運悪く」がん罹患した場合でも早期に発見することが大切です。がんは症状を出しにくい病気ですが、とりわけ、早期がんで症状が出ることはまずありません。早期に発見するためには体調が万全でも定期的に検査する「がん検診」が欠かせません。

がんは全体で三分の二が治りますが、早期がんに限れば95%が治癒します。しかし、がんと診断されてから1年以内の自殺率は一般の人の24倍にも達します。日本より自殺率が低いスウェーデンでも、がんと診断されて1週間以内の自殺率は13倍まで上昇するというデータがあります。そして、早期がんであれば、外来通院での治療が可能です。早期の胃がんや大腸がんであれば、内視鏡手術で治癒が得られますし、早期の肺がんはたった4回、前立腺がんでも5回の照射で手術と同等の効果が得られます。

がんの原因のなかで、遺伝はたった5%にすぎません。生活習慣とがん検診でリスクをコントロールできる病気です。そして、少しでもがんを知ることによって、よりよい治療にたどり着けます。とくに、白血病を除く固形がんを完治させることができるのは、手術が放射線治療です。欧米ではがん患者の6割近くが放射線治療を受けていますが、日本では3割以下にとどまります。がんを診断されたら、放射線治療医にセカンドオピニオンを求めることをオススメします。

〈執筆〉 中川 恵一
東京大学医学部附属病院放射線科准教授
厚生労働省がん対策推進企業アクション議長



組合員証等は必ず返納してください

次の場合、組合員資格を失います。**組合員証等(注)を共済組合へ必ず返納してください。**
※組合員の資格喪失に伴い、被扶養者の資格も喪失となります。組合員同様に返納してください。

- ☑ 正社員の退職
- ☑ 短時間勤務職へコース転換となった場合
- ☑ フルタイム型の高齢再雇用社員が短時間I型または短時間II型に勤務形態を変更した場合

返納方法

- 1 組合員証(保険証)、または被扶養者証(保険証)の右下の角を切り取ってください。
※切り取った破片は処分してください。
- 2 「組合員証等返納票」兼「亡失届」に記入します。
※組合員証等を亡失した場合は「亡失届」欄にその旨を必ず記入願います。
※様式はホームページからダウンロードをしていただくか、コールセンターに様式送付の依頼をしてください。
- 3 ①と②を併せて、会社を介すことなく、組合員が直接、共済組合へ郵送してください。
〈あて先〉〒330-9793 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1 日本郵政共済組合共済センター 被扶養者担当



＜様式の掲載先＞

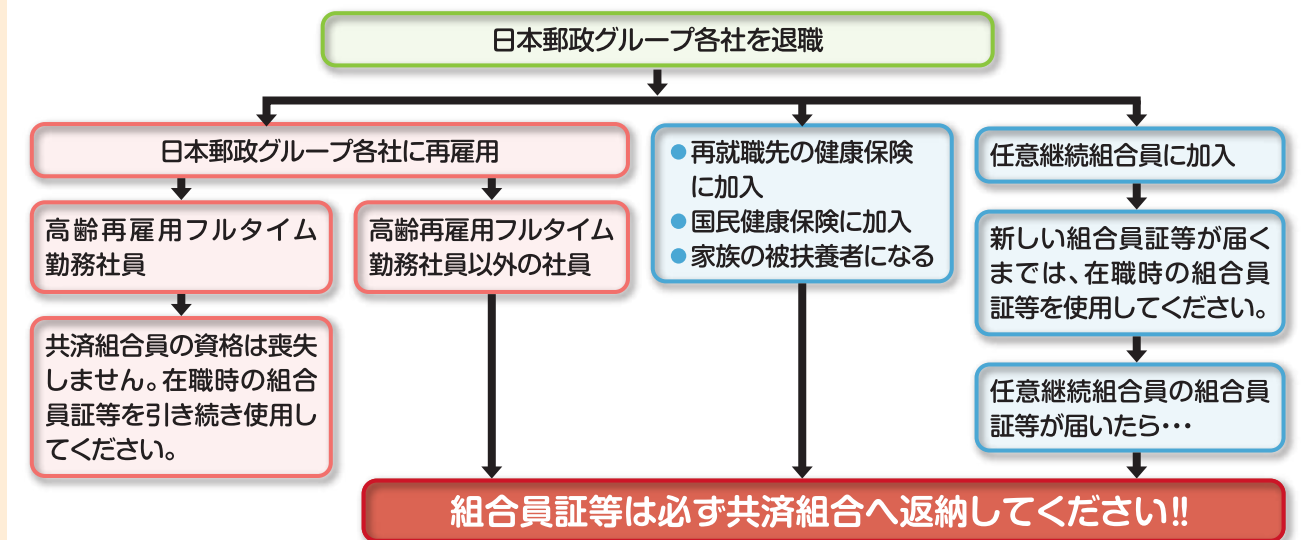
ホームページ ▶ 届出・申請様式 ▶ 共済組合員証、被扶養者の認定・認定取消 ▶ 組合員証-08 組合員証等返納票兼亡失届

資格を失った後の組合員証等は無効であるため、病院等で使用した場合は不正使用として、**共済組合が負担した医療費(総医療費の7割～9割)を返還してもらうほか、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることがあります。**

(注) 組合員証等とは

組合員証(保険証)、被扶養者証(保険証)、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、一部負担金等免除証明書

○参考:退職後の組合員証等の取扱いについて



〈 被扶養者担当 〉

組合員証(保険証)等は必ず携帯しましょう！

組合員証(保険証)を携帯せず保険医療機関で診療等を受けた場合は、共済組合負担分について、後日療養費を請求し給付を受けることができます。ただし、一時的に診療費全額を自己負担していただくことになり、また、共済組合負担分の請求に際して、必要書類を保険医療機関等から取り寄せる必要がありますので、組合員証(保険証)は日ごろから携帯するよう心がけましょう。

〈 給付担当 〉

住宅貸付及び提携住宅ローンのご案内

共済組合では、組合員が住宅を取得等する場合の資金の貸付を次のとおり行っております。

共済組合の住宅貸付の貸付利率は、他の金融機関の利率より高いですが、規定の「組合員期間」を満たせば貸付申込資格が発生します。

また、貸付限度額は、「組合員期間」と「推定される退職手当相当額」を基準に設定されていますので、貸付をお考えの際は、他の金融機関とどちらが有利か比較の上、申込みをご検討ください。

① 一般住宅貸付

組合員（組合員期間が継続して3年以上。以下同じ。）、または組合員の被扶養者が居住する住宅の新築・増改築・修繕の資金、または土地・建物の購入資金が必要なとき、その資金の貸付けを受けられます。

なお、新たに物件を取得する場合は、原則自己名義の物件を所有していないことが条件の一つになりますので、ご注意ください。

- **貸付限度額**
個人により異なりますので、共済組合ホームページに掲載している様式で照会してください。

ホームページ ▶ 届出・申請様式 ▶ その他 ▶ 貸付2-1-2貸付シミュレーション照会表

組合員資格期間	最低保障額	最高限度額
3年以上5年未満	300万円	1,200万円
5年以上10年未満	400万円	
10年以上15年未満	700万円	
15年以上20年未満	1,200万円	2,000万円
20年以上	1,400万円	

- **貸付利率**
年2.96%（平成30年4月1日現在）

- **弁済方法・弁済期間**
次の①～③の弁済方法により、貸付けを受けた翌月から下表の期間内に弁済します。
①月賦による弁済:毎月の給与から天引きにより弁済するもの。
②ボーナス併用払いによる弁済:上記①と併せて夏期手当及び年末手当（ボーナス）から天引きにより弁済するもの。
③臨時弁済:上記のほか、未弁済金の一部（10,000円の整数倍）または全部を、臨時に弁済するもの。

貸付金額	弁済期間	月例控除額
50万円以下	100か月以内	5,000円以上で、かつ、1,000円の整数倍の均等額
50万円超100万円以下	150か月以内	6,000円以上で、かつ、1,000円の整数倍の均等額
100万円超200万円以下	250か月以内	7,000円以上で、かつ、1,000円の整数倍の均等額
200万円超	360か月以内	8,000円以上で、かつ、1,000円の整数倍の均等額

一般住宅貸付の弁済方法には元金均等弁済方式と元利均等弁済方式のどちらかを選択できます。ただし申込金額が200万円以下の場合は元金均等弁済方式のみとなります。一方、元利均等弁済方式を選択した場合は、臨時弁済時に、一部弁済はできません（全部弁済は可）。

- **貸付申込必要書類**
申込みをする際の必要書類については、形態（住宅の新築、増改築、修繕、または土地・建物の購入等）により異なりますので、共済組合ホームページをご確認ください。（必要書類の例:建築確認済証、全部事項証明書（土地・建物）、売買契約書、工事請負契約書の写し等）

ホームページ ▶ 届出・申請様式 ▶ マイホーム取得などのとき ▶ 貸付1-9-1必要書類兼様式集

申込期限等の詳細は、共済組合ホームページの「貸付金送金スケジュール」をご確認ください。

ホームページ ▶ （右側ボタン）送金スケジュール ▶ 貸付金送金スケジュール

なお、貸付けを受けた日の属する月の翌月から起算して6か月以内に「取得（工事）完了届出書」等を提出する必要があります。

② 特別住宅貸付

組合員期間が継続して20年以上で、2年以内に自己都合で退職を予定している組合員または5年以内に定年退職となる組合員が、住宅取得または建築の資金が必要なとき、その資金の貸付けを受けられます。

詳細については共済センターへお問い合わせください。

③ 提携住宅ローン

共済組合では民間金融機関と提携することにより、組合員に一般住宅ローンより低利率での融資をあっせんしています。詳細は共済センターにお問い合わせください。

- **提携銀行**
三井住友銀行、三井住友信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ銀行、新生銀行、りそな銀行（埼玉りそな銀行）の7行。

④ その他

【団体信用生命保険】
住宅貸付を借り受ける組合員（貸付金が50万円以上の者）が団体信用生命保険に加入することにより、貸付金の弁済中に万一死亡または高度障害となった場合、生命保険会社が組合員に代わって貸付金残高の支払いをする生命保険です。

加入条件など団体信用生命保険に関する詳細については、共済組合ホームページをご確認いただくか、共済センターへお問い合わせください。

ホームページ ▶ 届出・申請様式 ▶ マイホーム取得などのとき ▶ 貸付1-9-9団信申込書兼告知書

【提出書類で多く見られる不備】
提出時に、次の不備が多く見られますので、提出の際、不備がないか確認をお願いします。

- ①提出書類の不足（例:全部事項証明書、固定資産課税台帳証明書の写し）
- ②送金日前の支払い額は、貸付対象外ですが、その支払額を含めた金額で申込みをしている。
- ③貸付申込書や住宅貸付申立書等の記入漏れ等がありますので、各様式の記入例を参考に記入してください。

【共済組合の住宅貸付と他の金融機関の住宅ローンとの違い】

- ①共済組合の住宅貸付は抵当権が設定されません。
- ②共済組合の住宅貸付の団体信用生命保険料は他の金融機関より低く設定しています。（共済組合:未弁済元金×0.02%、他の金融機関の例:年0.18%～0.3%）
- ③共済組合の住宅貸付は、毎月の給与やボーナスから控除できます。 〈貸付担当〉

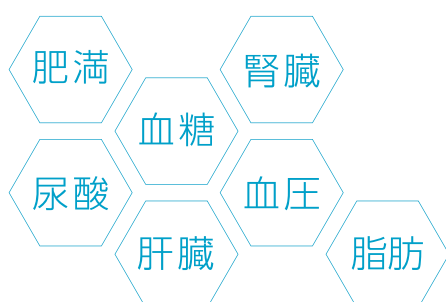
健康増進サービスPep Upのご案内

組合員向けWebサービスのご案内

PC・スマートフォンで様々な健康サービスを受ける事ができるようになります。

対象:40歳以上

あなたの
健康年齢は ? 歳



健康年齢はご自身の健康状態を分かりやすく理解するための指標です。健康診断の結果を使い、あなたのカラダは何歳相当なのかを統計的に判定します。この統計モデルは160万人分の健診データと医療費をもとに開発された信頼性の高いモデルであり、健康診断や人間ドックの結果通知など、様々な場面で利用されています。健康Webサービスに登録するあなたの健康年齢が算出されます。

今後のあなたの健診結果・健康年齢を継続的に管理!



健康Webサービスで使える様々なサービス (予定)



「健康年齢」診断
予測医療費



あなたの健康記事



日々の記録



健康診断結果管理



医療相談窓口

*健康年齢の算出には、BMI・収縮期血圧・拡張期血圧・中性脂肪・HDL コレステロール・LDL コレステロール・AST (GOT)・ALT (GPT)・Γ-GT (Γ-GTP)・血糖 (HbA1C あるいは空腹時血糖)・尿酸・尿たんぱくの使用します。

あなたの健康Webサービス

pepUp.
ペップアップ

対象:40歳以上

ユーザー登録受付中!

詳細は共済組合ホームページ
www.yuseikyosai.or.jp

